

寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

年 月 日

高 崎 市 長 様

住 所 高崎市

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

保育料等について、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、次のことに同意し、添付書類を添えて申請します。

- 1 婚姻をしたことがないこと。
- 2 税法上、20歳未満の子を扶養していること。（16歳未満の年少扶養を含む）
- 3 寡婦（夫）控除のみなし適用にあたり、要件確認及び保育料等の決定に必要な範囲で私の戸籍や税、児童扶養手当等に関する情報を見ること。
- 4 申請に虚偽があれば、寡婦（夫）控除のみなし適用による負担額の減額分又は給付額の追加支給分を返還すること。

5 添付書類

戸籍謄本（コピー可）

※以前の申請時に提出している場合は、提出は不要です。

注意点

必ずお読みください。

- 1 みなし適用が認定されても、適用後（再計算後）の市民税額の状況により、保育料が変わらない場合があります。
- 2 寡婦（夫）控除のみなし適用は、保育料等の算定のみ用いるもので、税法上の控除を受けることはできません。
- 3 所得状況や世帯状況等に変更があった場合は、保育課または各支所保育担当課の申請窓口申し出て下さい。
- 4 保育料等に必要な税額等が確認できない場合（市民税未申告の場合を含む）は適用されません。
- 5 ご提供いただいた個人情報、寡婦（夫）控除のみなし適用に関する事務のみで利用し、それ以外の目的で利用することはありません。